

高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書

肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

接種対象者

- ① 65歳の方
- ② 60歳以上であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級の交付を受けている人、または、これらの機能に身体障害者手帳1級程度の障害があると医師が認めた人）

※高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種は生涯で1回のみ接種可能です。

使用するワクチンと接種方法

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）	1回（筋肉内に接種）
-------------------------	------------

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の効果

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、けいれん（熱性けいれん含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

※接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*（59.6%）、筋肉痛（38.2%）、疲労（30.3%）
10%以上	頭痛（21.7%）、関節痛（11.6%）
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

※裏面も必ずお読みください

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

予防接種を受けることができない場合

- 1 明らかに発熱（通常 37.5℃以上）をしている方
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 3 ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- 4 その他、医師が不適當な状態と判断した場合

予防接種を受ける際に注意が必要な場合

以下に該当する場合は、予防接種を受けてよいかどうかを医師とご相談ください。

- 1 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 2 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 3 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- 4 過去にけいれんを起こしたことがある方
- 5 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の成分や、ジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方
- 6 筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を受けている方

接種を受けた後の注意点

- 1 ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。
- 2 体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 3 注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- 4 当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

健康被害が予防接種によるものと認定されたときは、予防接種法または（独）医薬品医療機器総合機構法に基づく給付の対象となります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、下記問合せ先へご相談ください。

【お問い合わせ】周南市健康づくり推進課（徳山保健センター内） 電話 0834-22-8553